

法律と政治

早川由紀夫

2014年1月31日

まずは一般の災害から

災害対策基本法(1)

- 国の災害対策の基本となる重要な法律。1959年9月の伊勢湾台風のと1961年に作られた。
- **避難勧告**：災害対策基本法60条にもとづいて、市町村長が発する。
- **避難の指示**：災害対策基本法60条にもとづいて、市町村長が発する。事態が急を要する場合に出す。
- **避難命令**：日本の法律に避難命令の規定はない。ただし災害対策基本法63条に、「当該区域からの退去を命ずることができる」とある。これを退去命令あるいは避難命令だと解釈することは可能だろう。

災害対策基本法第60条

(市町村長の避難の指示等)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、**市町村長は**、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、**避難**のための立退きを**勧告**し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを**指示**することができる。

災害対策基本法(2)

- **警戒区域指定**: 災害対策基本法63条にもとづいて、市町村長が発する。60条が对人的指定であるにくらべて、63条は地域的指定である。これには罰則規定があり、違反したのものには10万円以下の罰金または拘留が処せられる(116条)。
- **車両通行制限**: 災害対策基本法76条によって都道府県公安委員会が発する。これには罰則規定があり、違反したのものには3月以下の懲役または20万円以下の罰金が処せられる(114条)。

災害対策基本法第63条

(市町村長の警戒区域設定権等)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、**市町村長は**、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への**立入りを制限**し、若しくは**禁止**し、又は当該区域からの**退去**を命ずることができる。

次に原子力災害(事故)

原子力災害対策特別措置法

- 1999年9月30日の東海村JCO臨界事故を動機に制定され、1999年12月17日に施行された法律。
- 内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言する。
- 2011年3月11日
 - 14時46分、M9.0地震
 - 15時42分、全電源喪失（10条通報、基準以上の放射線量）
 - 16時36分、注水不能。政府への報告は16時45分（15条報告、原子力緊急事態宣言へ）
 - 19時18分、**原子力緊急事態**宣言（いまでも継続中）
 - 21時23分、3km圏内からの避難指示

[トップ](#) > [官房長官記者発表](#) > [平成23年3月](#) > 平成23年3月11日(金)午後

平成23年3月11日(金)午後

 [動画版を見る](#)

原子力災害対策特別措置法の規定に基づく住民への避難指示について

大変お待たせをして失礼をいたしました。先程の発表同様、全体を聞いていただき、落ち着いて対応していただきたいということ、を、まず冒頭申し上げます。先程、21時23分、原子力災害対策特別措置法の規定に基づきまして、福島県地域、大熊町、二葉町に対し、住民の避難の指示をいたしました。福島の原子力発電所の件で、3km以内の皆さんに避難の指示、3kmから10kmの皆さんに屋内での退避、という指示をいたしました。対象地域、福島原子力発電所の3km内の地域に住んでいらっしゃる方、滞在していらっしゃる方は、落ち着いて速やかに避難を始めていただきたい。3kmから10kmの皆さんは、屋内において退避をしていただきたいと、これは念のための指示でございます、避難指示でございます。放射能は現在、炉の外には漏れておりません。今の時点では環境に危険は発生しておりません。安心して地元市町村、警察、消防などの指示に従って下さい。安全な場所まで移動する時間は十分にあります。ご近所にも声を掛け合って、慌てず冷静に行動をして下さい。自衛隊を始め、支援体制を全力で現在整えております。不確実な噂などに惑わされることなく、確実な情報だけに従って行動するようお願いをいたします。繰り返しますが、先程の福島の原子力発電所の件、原子力災害対策特別措置法に基づいて、3km以内の皆さんには、退避を、避難を。そして、3kmから10kmの皆さんには屋内での退避ということの指示が、本日21時23分に出されました。現在、福島県、あるいは大熊町、二葉町、そしてそれぞれの消防、警察等に対して、この指示をお伝えをして、対応を取っていただいているところであり、加えて、警察、自衛隊が現地に既に入っておりまして、警察、自衛隊によるこの指示に基づく、対応も進めるところでございます。私(官房長官)の方からの発表は以上でございます。なお、技術的なこと等については、別途経産省の方等で、ご報告をいただけるかというふうに思いますが、現時点では、既に一部の報道ございますが、原子炉のうち、1つが冷却が出来ない状況に入っておりますので、このままの状態が続いた場合に備えて、念のため、避難をしていただきたいということでございます。

- わかりやすい情報をいかに迅速に国民に提供するかの前に、国民をいかに安心させるかを優先してる。

災害対策基本法の読み替え手順が たくさん示されている。

- 原子力緊急事態下では、**内閣総理大臣**に全権が集中する。政府だけではなく地方自治体・原子力事業者を直接指揮できる。(住民を指揮できると書いてないことに注意)
- 実際には、災害対策基本法に定められた災害対応を、内閣総理大臣が権限者に指図する(次のスライド)。

原子力災害特別措置法15条-3

- 内閣総理大臣は、(略)市町村長及び都道府県知事に対し、(略)避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

福島第一原発の警戒区域と取材

- 警戒区域は市町村長が設定すると災害対策基本法63条が定めている。
- 2011年4月22日0時から半径20キロを警戒区域にしろと内閣総理大臣が、前日11時に市町村長に指示した。
- 南相馬市長はそのとおりに警戒区域を設置した。しかし他の町は設置しなかったようだ。浪江町長は、どういふわけか28キロ地点に検問を置いた。
- 2012年3月16日、福島簡裁がフランス人に罰金刑10万円。
- 日隅一雄、浪江町長へ公開質問。取材制限は憲法違反ではないか。町長からの2012年5月31日返事は、取材でも立ち入り可。
- 南相馬市の警戒区域に2012年6月1日に入った広河隆一が南相馬署から任意出頭を求められた。



立入禁止

災害対策基本法により

立入禁止

許可なく立ち入ると災害対策基本法
第百十六条第一項第二号の規定によ
り、罰せられることがあります。

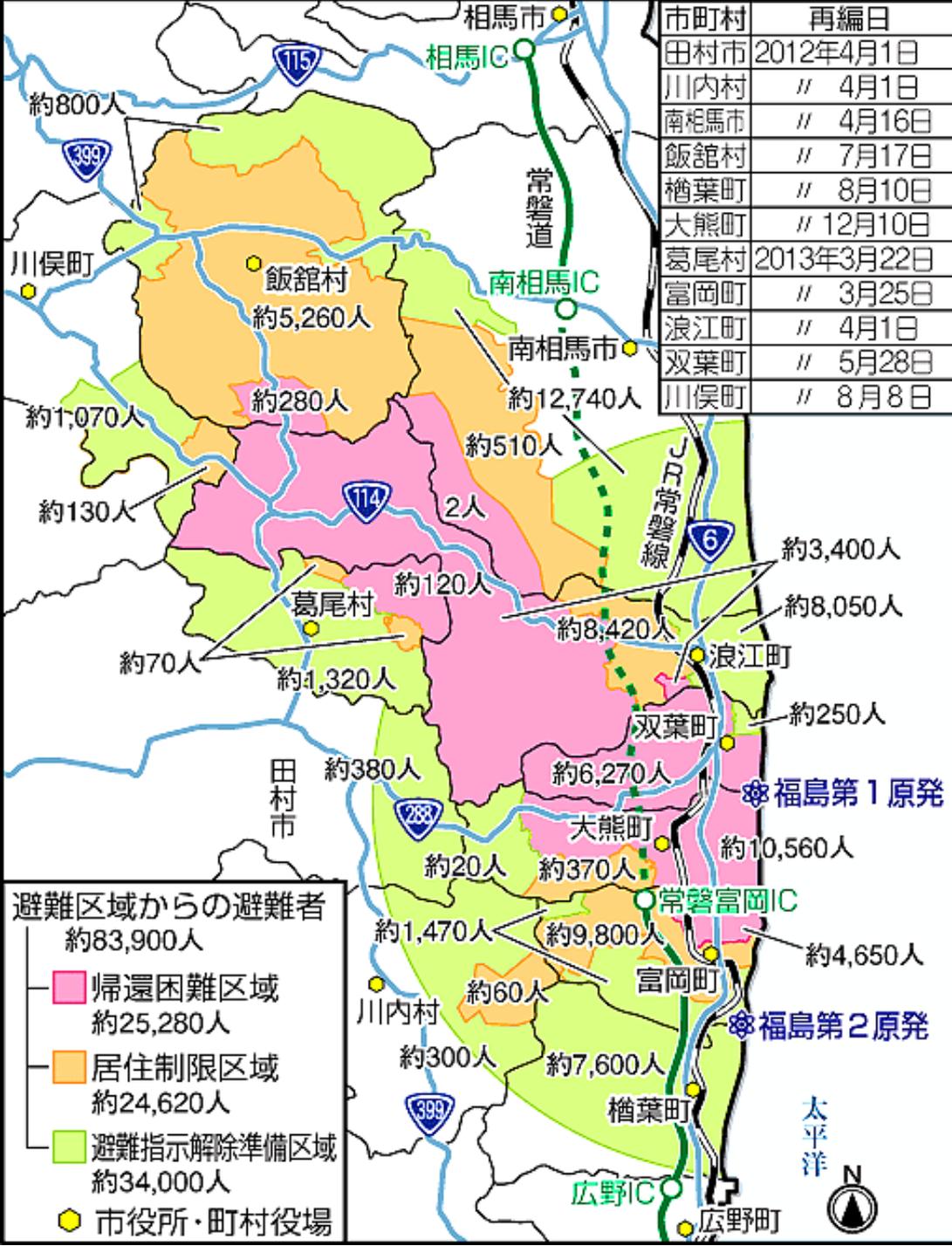
福 島 県

2012年6月

結局のところ問題の所在は、

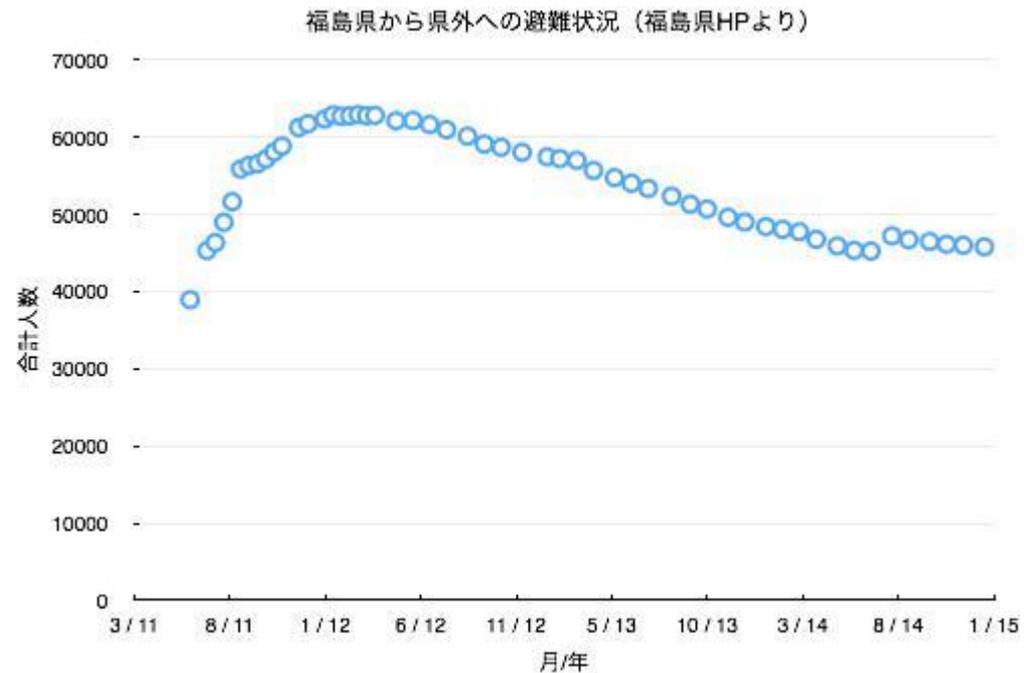
1. 命を取るか、生活(QOL)を取るか。
QOL: Quality of Life
2. 避難行動で発生する損失をだれが負担するか。
3. 国民の知る権利をどこまで認めるか。

警戒区域の再編



福島民友、2013年8月8日

避難者数



- 強制避難（旧警戒区域） 9万人
- 自主避難 5万人（2011年9月）
 - 福島県から福島県へ 2万4000人
 - 福島県から福島県外へ 2万6000人
 - 福島県外からの自主避難者数は不明。ただし、相当数。

私権の制限

憲法22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

憲法29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

災害対策基本法63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への**立入り**を**制限**し、若しくは**禁止**し、又は当該区域からの**退去を命ずる**ことができる。

愚行権

- ・ 人命保護は、本当にすべての場合において、場合によっては憲法に抵触しても、優先されるべきことなのだろうか。
- ・ たとえば、生命倫理学においては、延命至上主義から‘生命の質’重視主義への転換がはかられ、他者に危害が及ばない範囲で、患者の自己決定権（言いかえれば、**愚行権**）が尊重され始めている。
- ・ 多少の**生命の危険**を冒しても自分の**生活の質**を守る方を選択したいという住民が、おそらく少数であるが存在するだろう。
- ・ そのような住民の自己決定権は、警戒区域の設定によって（罰則をともなって）否定されることになるのである。

以上福崎（1996）による

福島県外の汚染は、

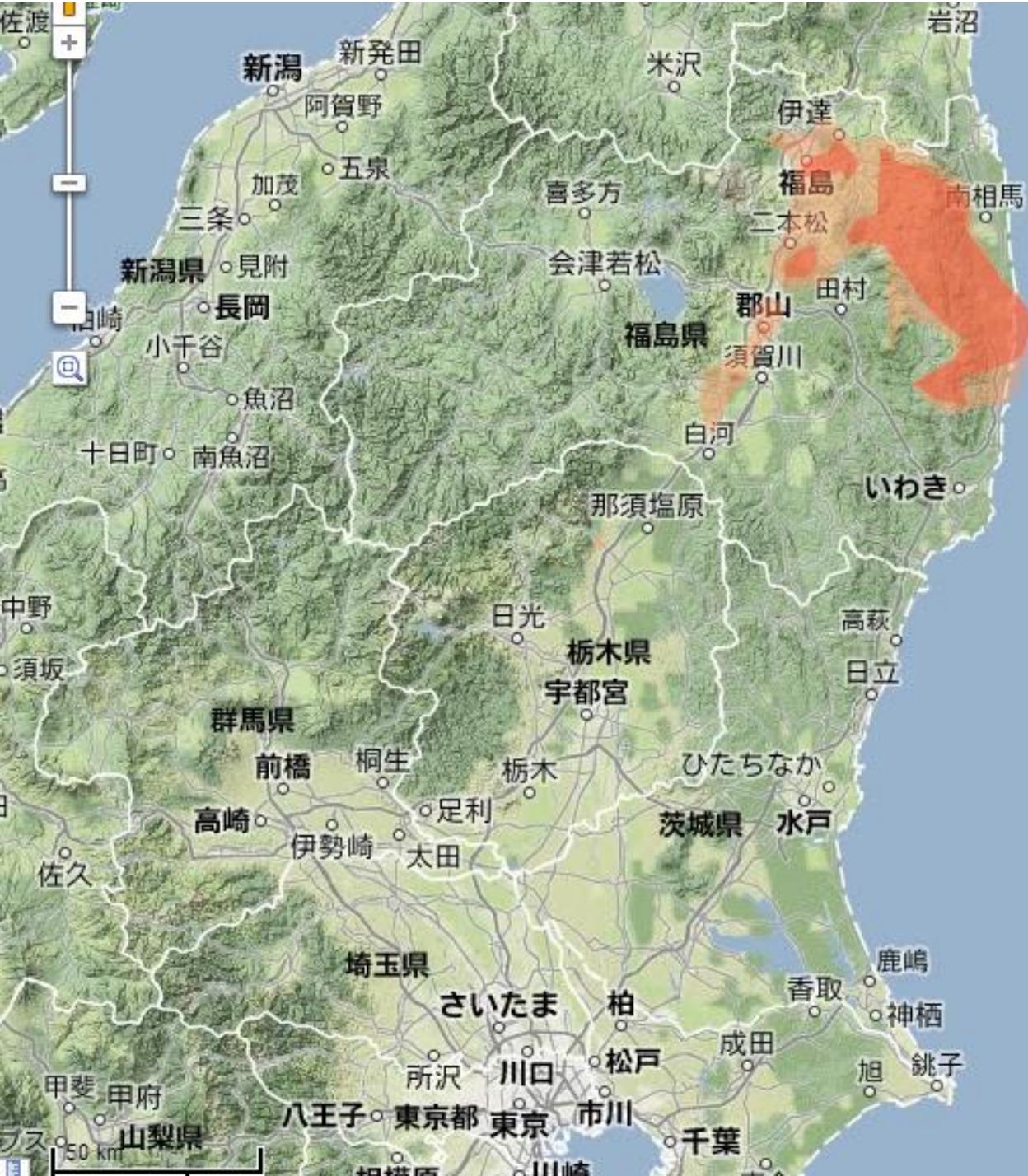
汚染状況重点 調査地域

環境省、2011年12月19日

(0.23 μ Sv/h)



環境省が除染に向けて指定した市町村



赤色 : 年2.1ミリシーベルトの追加被ばくを受ける地域(事故前の2倍被ばくになる地域)

橙色 : 年1ミリシーベルトの追加被ばくを受ける地域
2013年9月



[トップ](#) > [政府の地震情報・生活支援【東日本大震災への対応】](#) > 東北、関東の方へ——雨が降っても、健康に影響はありません。

東北、関東の方へ——雨が降っても、健康に影響はありません。

雨が降っても、健康に影響はありません。ご安心ください。

場合によっては、雨水の中から、自然界にもともと存在する放射線量よりは高い数値が検出される可能性はありますが、健康には何ら影響の無いレベルの、極めて微量のものであり、「心配ない範囲内である」という点では普段と同じです。

加えて、次のような配慮をすれば、さらに安心です。

- (1)特に急ぎの用事でなければ、雨がやんでから外出する。
- (2)髪や皮膚が、あまり雨で濡れないようにする。
- (3)髪や皮膚が雨に濡れても心配は無いが、気になる場合は、念のため流水でよく洗う。

繰り返しますが、これらの措置を取らなければ健康に影響が出るという意味ではありません。「安心」を、より確かなものにするための対応です。

月 日	測定時刻	県北	県中		県南	会津	南会津	相 双	いわき	測定時刻	福島市	郡山市①	郡山市②	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市平	
		福島市	郡山市①	郡山市②	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市平		福島市	郡山市①	郡山市②	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市平	
平常値		0.04	0.04-0.06	0.04-0.06	0.04-0.05	0.04-0.05	0.02-0.04	0.05	0.05-0.06	13:00	0.05	0.06	—	0.44	0.06	—	2.43	1.69	
福島第一原発からの 方向及び距離		北西約63km	西約58km	西約58km	西南西約81km	西約98km	西南西約115km	北約24km	南南西約43km	13:10	0.05	—	—	—	—	—	—	—	
3月15日 (火)	0:00	0.09	0.05	—	0.07	0.06	0.05	2.73	0.57	13:15	—	—	—	4.04	—	—	2.42	—	
	0:30	—	—	—	—	—	—	2.76	—	13:20	0.05	—	—	4.04	—	—	2.43	1.72	
	1:00	0.07	0.06	—	0.07	0.07	0.05	2.72	4.22	13:30	0.05	—	—	5.02	—	—	2.42	—	
	1:30	—	—	—	—	—	—	2.73	—	13:40	0.05	—	—	4.59	—	—	—	1.62	
	2:00	0.08	0.06	—	0.06	0.06	0.06	2.69	18.04	13:50	0.05	—	—	4.31	—	—	—	—	
	3:00	0.09	0.05	—	0.06	0.07	0.05	2.67	13.28	14:00	0.05	—	—	4.21	0.11	0.08	2.41	1.51	
	4:00	0.09	0.06	—	0.05	0.07	0.05	2.62	23.72	14:05	—	8.26	—	—	—	—	—	—	
	5:00	0.08	0.06	—	0.06	0.07	0.05	2.60	9.57	14:10	0.06	—	—	4.02	—	0.08	—	—	
	6:00	0.08	0.06	—	0.06	0.07	0.05	2.59	3.94	14:20	0.06	5.57	—	3.63	—	—	—	1.49	
	7:00	0.08	0.06	—	0.06	0.07	0.05	2.57	9.30	14:30	0.05	4.14	—	3.50	0.10	0.07	2.40	—	
	7:40	—	—	—	—	—	—	2.54	—	14:40	0.07	3.80	—	3.52	—	—	—	1.46	
	8:00	0.07	0.06	—	0.06	0.07	0.05	2.54	2.77	14:50	0.07	2.79	—	3.44	—	0.07	—	—	
	8:30	—	—	—	—	—	—	2.52	—	15:00	0.08	3.58	—	3.38	0.16	0.07	2.44	1.33	
	9:00	0.09	0.06	—	0.06	0.07	0.05	2.51	2.59	15:10	0.11	3.62	—	3.48	—	0.08	—	—	
	9:20	—	—	—	—	—	—	—	2.29	15:20	0.11	4.31	—	3.57	—	0.09	—	1.21	
	9:30	—	—	—	—	—	—	—	2.50	—	15:30	0.13	4.22	—	3.84	—	0.09	2.43	—
	9:40	—	—	—	—	—	—	—	2.27	—	15:40	0.21	3.70	—	4.02	0.15	0.09	—	1.27
	10:00	0.06	0.05	—	0.06	0.07	0.05	2.49	2.23	15:50	0.86	3.76	—	4.56	—	0.10	—	—	
	10:20	—	—	—	—	—	—	—	2.48	2.14	16:00	1.75	3.81	—	5.02	0.14	0.10	2.43	1.39
	10:30	—	—	—	—	—	—	—	2.48	—	16:10	4.13	3.63	—	5.30	—	0.12	—	—
	10:40	—	—	—	—	—	—	—	2.48	2.01	16:20	7.24	3.71	—	5.37	0.12	0.17	—	1.43
	10:50	—	—	—	—	—	—	—	2.47	—	16:30	9.87	3.72	—	5.38	0.13	0.34	2.44	—
	11:00	0.07	0.05	—	0.06	0.07	0.05	2.46	2.00	16:40	13.58	—	—	5.74	0.18	0.54	—	1.36	
	11:10	—	—	—	—	—	—	—	2.46	—	16:50	17.14	3.77	—	5.72	0.18	0.55	—	—
	11:20	—	—	—	—	—	—	—	2.45	1.92	17:00	20.26	3.09	—	5.69	0.20	0.71	2.43	1.23
11:30	—	—	—	0.06	—	—	—	2.46	1.92	17:10	22.30	3.09	—	5.55	—	0.94	—	—	
11:40	0.07	—	—	—	—	—	—	2.45	1.85	17:20	21.72	3.18	—	6.28	0.43	1.08	—	1.23	
11:50	0.06	—	—	—	—	—	—	2.45	—	17:30	22.52	3.17	—	6.75	0.61	1.06	2.43	—	
12:00	0.06	0.06	—	0.06	0.07	—	—	2.44	1.48	17:40	22.68	3.27	—	6.73	0.83	1.00	—	1.27	
12:10	0.06	—	—	—	—	—	—	2.44	—	17:50	23.12	3.42	—	6.77	0.89	0.97	—	—	
12:20	0.06	—	—	—	—	—	—	2.45	1.48	18:00	23.18	3.54	—	6.70	1.02	0.93	2.46	1.32	
12:30	0.06	—	—	0.07	—	—	—	2.44	—	18:10	23.94	3.62	—	6.73	1.12	0.95	2.47	—	
12:40	0.06	—	—	—	—	—	—	2.43	1.51	18:20	23.96	3.37	—	6.78	1.07	0.96	2.66	1.19	
12:50	0.06	—	—	—	—	—	—	2.43	—	18:30	24.18	3.40	—	6.89	0.97	0.98	2.69	—	
										18:40	24.24	3.40	—	6.75	1.04	0.97	2.78	1.27	
										18:50	24.00	3.40	—	6.82	1.02	0.91	2.86	—	
										19:00	23.88	3.44	—	6.87	1.12	0.88	3.05	1.30	
										19:10	23.86	3.46	—	6.85	1.07	0.81	4.31	—	
										19:20	24.04	3.49	—	6.91	1.07	0.76	4.74	—	
										19:30	24.08	3.47	—	6.92	1.05	0.68	4.96	—	

福島県資料

支援の問題

- 強制避難者を支援するか
- 自主避難者を支援するか
- 強制避難地域に残留する人を支援するか
- 要注意地域に残留する人を支援するか
- 家畜やペットは？

終

- 正解が隠れていて、見つかるのを待っているわけではない。
- これは、むずかしい問題だ。
- いろいろな考え方があある。
- それでも、社会として、意思決定する必要がある。